

# 森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

## 実施方針

令和5年2月

東京都下水道局

## 目 次

第1	事業の内容に関する事項	1
1	事業名称	1
2	事業の対象となる施設	1
3	事業場所	1
4	事業目的	1
5	事業概要	1
6	事業範囲及び業務内容	1
7	事業要件	2
8	事業方式	2
9	事業費	2
10	事業期間及びスケジュール	3
11	要求水準書（案）	3
12	遵守すべき法令等	3
13	特定事業の選定及び公表	3
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定方法	4
2	募集及び選定のスケジュール（予定）	4
3	応募者の参加資格等	4
4	優先交渉権者の選定に関する事項等	6
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	8
1	リスク分担の基本的な考え方	8
2	事業者の責任の履行に関する事項	8
3	局による実施状況の確認	8
4	性能未達の場合等の損害賠償等	8
第4	本事業の対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
1	本事業の対象施設の立地等に関する事項	9
2	本事業の対象施設の規模及び配置	9
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	10
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	10
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	10
1	法制上及び税制上の措置	10
2	財政上及び金融上の支援	10
3	その他の支援	10
第8	その他必要な事項	11
1	応募に伴う費用負担	11
2	本実施方針及び要求水準書（案）に関する問合せ	11
3	質問に対する回答	11
4	連絡先	11

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- ・ 「本事業」とは、東京都下水道局（以下「局」という。）森ヶ崎水再生センターにて消化ガス発電施設の設計・建設及び維持管理・運営を実施する「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業」をいう。
- ・ 「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- ・ 「消化ガス」とは、嫌気性消化により発生するメタンを主成分とする可燃性ガスをいう。
- ・ 「消化ガス発電施設」とは、消化ガスを利用して発電及び温水供給を行う施設（以下「本施設」という。）をいう。
- ・ 「副産物等」とは、要求水準を満たした上で生じる消化ガスの副産物又は消化ガスを加工して生じる副産物等をいう。
- ・ 「副産物等利活用施設」とは、副産物等を利活用する施設をいう。本施設には含まないものとする。
- ・ 「維持管理・運営」とは、本施設の運転管理、保全管理及び改築更新を事業者の責任において適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むことをいう。
- ・ 「運転管理」とは、事業契約に基づいた性能を発現するために、本施設を安定的かつ安全に運転し、管理することをいう。
- ・ 「保全管理」とは、事業契約に基づいた性能を維持するために、本施設の劣化防止、劣化測定及び劣化回復の諸機能を担う日常的及び定期的な計画、点検、検査、修繕などの管理を行うことをいう。
- ・ 「改築更新」とは、事業契約に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。「下水道施設の改築について」（平成28年4月1日・国水小事第109号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」単位以上を取り替えることをいう。
- ・ 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- ・ 「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
- ・ 「事業契約」とは、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に当たり、局と事業者が締結する契約をいう。
- ・ 「事業契約書等」とは、基本協定、基本契約、設計・建設契約、維持管理・運営契約等の契約書をいう。
- ・ 「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- ・ 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、審査基準、事業契約書等（案）及び様式集をいう。
- ・ 「優先交渉権者」とは、審査の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。
- ・ 「企業グループ」とは、複数の企業からなるグループをいう。
- ・ 「応募者」とは、本事業に応募する単独企業又は企業グループをいう。
- ・ 「構成企業」とは、応募者を構成する企業をいう。
- ・ 「代表企業」とは、構成企業の中から、応募者を代表して応募手続等を行う者をいう。
- ・ 「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいう。

- ・ 「SPC」とは、本事業の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
- ・ 「審査委員会」とは、局が設置する「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業提案審査委員会」をいう。
- ・ 「不可抗力」とは、局及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。

## 第1 事業の内容に関する事項

### 1 事業名称

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

### 2 事業の対象となる施設

消化ガス発電施設

### 3 事業場所

東京都大田区昭和島二丁目5番1号 森ヶ崎水再生センター東処理施設内

### 4 事業目的

- (1) 再生可能エネルギーの利用拡大による温室効果ガス排出量の削減
- (2) 施設運営の効率化による電力コストの縮減
- (3) 複数電源の確保による施設運営の信頼性向上

### 5 事業概要

本事業は、バイオマス資源である下水汚泥から発生した消化ガスを全量有効利用し、発電による電力及び汚泥消化槽の加温用温水（以下「温水」という。）を確保するものであり、民間事業者のノウハウを活用し、効率的に実施するものである。

また、本事業の目的に沿う場合は、事業者の提案により副産物等の利活用を行うことができる。

### 6 事業範囲及び業務内容

#### (1) 事業範囲

事業範囲は別紙1に示す。

#### (2) 業務内容

##### ア 設計・建設に関する業務

事業者は、事業の運営期間を通じて安定的に消化ガス発電及び温水の供給を行うため、本施設の設計・建設を行う。

- ・設計
- ・土木工事（更地化工事を含む。）
- ・建築工事
- ・機械設備工事
- ・電気設備工事
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

#### イ 維持管理・運営に関する業務

事業者は、事業の運営期間を通じて安定的に消化ガス発電及び温水の供給を行うため、本施設の維持管理・運営を行う。

- ・ 運転管理業務
- ・ 保全管理業務
- ・ 改築更新業務
- ・ その他本事業を実施する上で必要な業務

#### ウ 消化ガスの有効利用及び電力の供給

事業者は、局より供給された消化ガスを有効利用し、局に電力を供給する。局は、この電力を森ヶ崎水再生センターの場内電力として利用する。消化ガスの具体的な利用方法は事業者の提案によるものとする。

#### エ 温水の供給

事業者は、局より供給された消化ガス等を利用し、局に温水を供給する。局はこの温水を汚泥消化槽の加温に利用する。温水には上水又は三次処理水を利用する。温水の具体的な供給方法は、事業者の提案によるものとする。

#### オ 副産物等の利活用

事業者は、本事業において局の要求水準を満たし、事業者の提案を局が認めた場合に限り、事業者の責任で副産物等の利活用を行うことができる。副産物等利活用施設を設置する場合、事業者は自らの責任において設計・建設及び維持管理・運営を実施するものとする。

副産物等利活用施設は民設民営を想定しており、設計・建設及び維持管理・運営に係る費用は事業者が負担する。また、副産物等利活用施設は事業者の所有とする。

### 7 事業要件

事業者は、局より供給された消化ガスを有効利用し、局に 2,200 万 kWh/年以上（送電端）の電力を供給するとともに、汚泥消化槽の加温のための温水を供給する。詳細は要求水準書（案）に示す。

### 8 事業方式

本事業は DBO 事業として実施することを想定している。

### 9 事業費

局は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る費用を事業者に支払う。

## 10 事業期間及びスケジュール

### (1) 設計・建設

契約確定の日の翌日から令和9年3月31日まで（試運転期間を含む。）

### (2) 維持管理・運営

令和9年4月1日から令和29年3月31日まで（20年間）

### (3) 維持管理・運営開始までのスケジュール（予定）

令和5年度下期	基本協定の締結
令和6年度上期	基本契約及び設計・建設契約の締結
令和8年度下期	維持管理・運営契約の締結
令和9年度4月	維持管理・運営開始

### (4) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了の5年前を目途に本施設の取扱いについて、局と協議を開始する。

## 11 要求水準書（案）

要求水準書（案）は、局のホームページで公表する。

## 12 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等を遵守しなければならない。想定される関係法令等は、要求水準書（案）に示す。

## 13 特定事業の選定及び公表

### (1) 特定事業の選定

局は、本事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI推進法」という。）に基づく事業として実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが期待できる場合は、PFI推進法第7条に基づき特定事業として選定する。

### (2) 選定結果の公表

局は、本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

局は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮した上で事業者を選定する。

事業者の募集及び選定方法は、一般公募型プロポーザル方式を予定している。

### 2 募集及び選定のスケジュール（予定）

令和5年2月	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和5年2月～3月	実施方針及び要求水準書（案）への質問受付
令和5年5月	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答
令和5年5月	特定事業の選定
令和5年7月	募集要項等の公表
令和5年7月	募集要項等に関する質問受付・回答
令和5年8月	参加資格確認申請書、資格審査書類の受付
令和5年10月	事業提案書の提出
令和6年1月	優先交渉権者の選定
令和6年2月	基本協定の締結

### 3 応募者の参加資格等

#### (1) 参加資格の確認

本事業の応募者は、参加資格の要件を全て満たすこと。

なお、参加資格要件は変更となる可能性がある。詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

また、局は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

#### (2) 応募者の構成

ア 応募者は、単独企業又は企業グループとする。

イ 応募者は、代表企業を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続を行う。

なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続を行う。

また、代表企業は局との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行う。

ウ 応募者は、参加資格確認申請時に各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明示する。

エ 応募者がJV または SPC を形成する場合の詳細については、後日公表する募集要項等に示す。

オ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

カ 同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。



### (3) 応募者の参加資格

#### ア 共通の参加資格

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (イ) 参加資格確認申請書の提出期限の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、「東京都下水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」(平成 18 年 3 月 30 日付 17 下経契第 225 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (ロ) 参加資格確認申請書の提出期限の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」(平成 22 年 10 月 22 日付 22 下経契第 203 号)第 3 条第 1 項に基づく排除措置を受けていないこと。
- (ハ) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。
- (ニ) 審査委員会の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。
- (ホ) 本事業のアドバイザー業務に関係している以下の者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社等」に当たらないこと)。
  - ・ 株式会社 NJS(所在地:東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号 浜松町ビルディング 14 階)
  - ・ 岩本法律事務所(所在地:東京都新宿区新宿 1-20-14 サンモール第 8-603)

#### イ 本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項

- (ア) 本施設の設計・建設を行う全ての構成企業が以下の要件を満たすこと。
  - ・ 令和 5・6 年度東京都建設工事等競争入札参加資格を有すること。
- (イ) 本施設の設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
  - ・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
  - ・ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

#### ウ 本施設の維持管理・運営に必要な参加資格に関する事項

- (ア) 本施設の維持管理・運営を行う全ての構成企業が以下の要件を満たすこと。
  - ・ 令和 5・6 年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

## 4 優先交渉権者の選定に関する事項等

### (1) 審査及び評価

事業提案書の審査及び評価は、審査委員会において行う。この審査結果を踏まえ、局が優先交渉権者を決定する。

審査委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、審査委員会の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

### (2) 審査内容

後日公表する審査基準に示す。

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者に文書で通知する。

また、結果は局ホームページで公表する。

### (4) 提出書類

応募者より提出された書類は返却しない。

また、提出書類は、審査及び評価として使用する以外は、無断で使用しない。

### (5) 事業契約の締結

局は、審査により決定した優先交渉権者と基本協定を締結し、これに基づき基本契約及び設計・建設契約の締結に向けた協議を行う。基本協定若しくは基本契約に関する協議が整わない場合又は基本契約の締結までに優先交渉権者若しくはその企業グループの構成企業のいずれかの者が募集要項等に規定する事業参加の要件に該当しないこととなった場合、局は他の応募者と協議を行うことができる。その場合、審査結果の順位が高い者から協議を行う。

局と事業者は、基本協定、基本契約及び設計・建設契約を締結した後、維持管理・運営の開始までに維持管理・運営契約を締結する。

### (6) 構成企業の変更

#### ア 構成企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更」という。）は、原則として認めない。

## イ 構成企業の変更に係る特例

### (7) 参加資格確認基準日から事業提案書の提出期限の最終日の前日まで

局は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成企業の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に局と協議を行わなければならない。

### (4) 事業提案書の提出期限の最終日から優先交渉権者決定日まで

局は、事業提案書提出日以降に応募者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成企業の変更を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認する。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に局と協議を行わなければならない。

## (7) 著作権

事業提案書に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、審査結果の公表等、本事業に関し局が必要と認める場合には、局は必要な範囲において無償で使用することができる。

## (8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている機器、材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負う。

## (9) 資料の公開

局は、事業者の選定後、必要に応じて事業者の提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、事業者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく事業者の権利が侵害されると認められる内容を除くものとし、詳細については局と各応募者との間で協議する。

### **第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 リスク分担の基本的な考え方**

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が、適正にリスクを分担することを基本とする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

予想される局と事業者のリスク分担は、別紙 2「リスク分担表」による。詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

#### **2 事業者の責任の履行に関する事項**

事業者は、事業契約に従い、誠意を持って責任を履行する。詳細については募集要項等で示す。

#### **3 局による実施状況の確認**

局は事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書及び事業提案書の内容に適合しているかを確認するため、事業の実施状況について確認を行う。詳細については募集要項等で示す。

#### **4 性能未達の場合等の損害賠償等**

詳細については募集要項等で示す。

## 第4 本事業の対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本事業の対象施設の立地等に関する事項

本施設の立地等の概要は、次のとおりである。

なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

#### (1) 位置

東京都大田区昭和島二丁目5番1号（森ヶ崎水再生センター東処理施設内）

#### (2) 都市計画区域

都市計画区域内

#### (3) 用途地域

工業専用地域（建ぺい率 60% 容積率 200%）

#### (4) 防火地域

準防火地域

#### (5) 本事業の対象敷地面積

約 1,800m<sup>2</sup>

### 2 本事業の対象施設の規模及び配置

本事業の対象施設を以下に示す。

なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

- ・ 消化ガス発電施設

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、局と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を局と事業者の合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

事業者が事業を実施するに当たり、法令等の変更により、法制上又は税制上の措置が適用される場合は、改正された法令等の措置に従う。

### 2 財政上及び金融上の支援

#### (1) 交付金等の取扱い

局は、本事業で建設する本施設に対して下水道事業に係る国の交付金等を活用することを想定している。

#### (2) 事業者が受ける金融支援

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、局は、これらの支援を事業者が受けることができるよう協力を行う。

### 3 その他の支援

事業者が事業を実施するに当たり、必要な許認可等に関し、局は、必要に応じて協力を行う。

## 第8 その他必要な事項

### 1 応募に伴う費用負担

事業への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 2 本実施方針及び要求水準書（案）に関する問合せ

- ・「実施方針」及び同時に公表する「要求水準書（案）」に関して質問がある場合には、別紙 3 及び別紙 4 の様式に記入し、提出期限までに「4 連絡先」に示すメールアドレスへ電子メール（添付ファイル形式）により送るものとする。電子メール以外の受付は行わない。  
なお、局が質問書を受信したときは、質問書の各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。局からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。
- ・質問書の提出に際して、電子メールの件名は「【質問】森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業に関する質問（企業名）」とすること。
- ・提出期限は令和 5 年 3 月 3 日（金曜日）午後 5 時までとする。
- ・提出された質問書のうち、局において確認が必要と判断したものについて、局は質問書を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。
- ・質問及び回答は原則として公表する。ただし、質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問等について個別回答を希望する場合は、提出期限前までに別途相談すること。

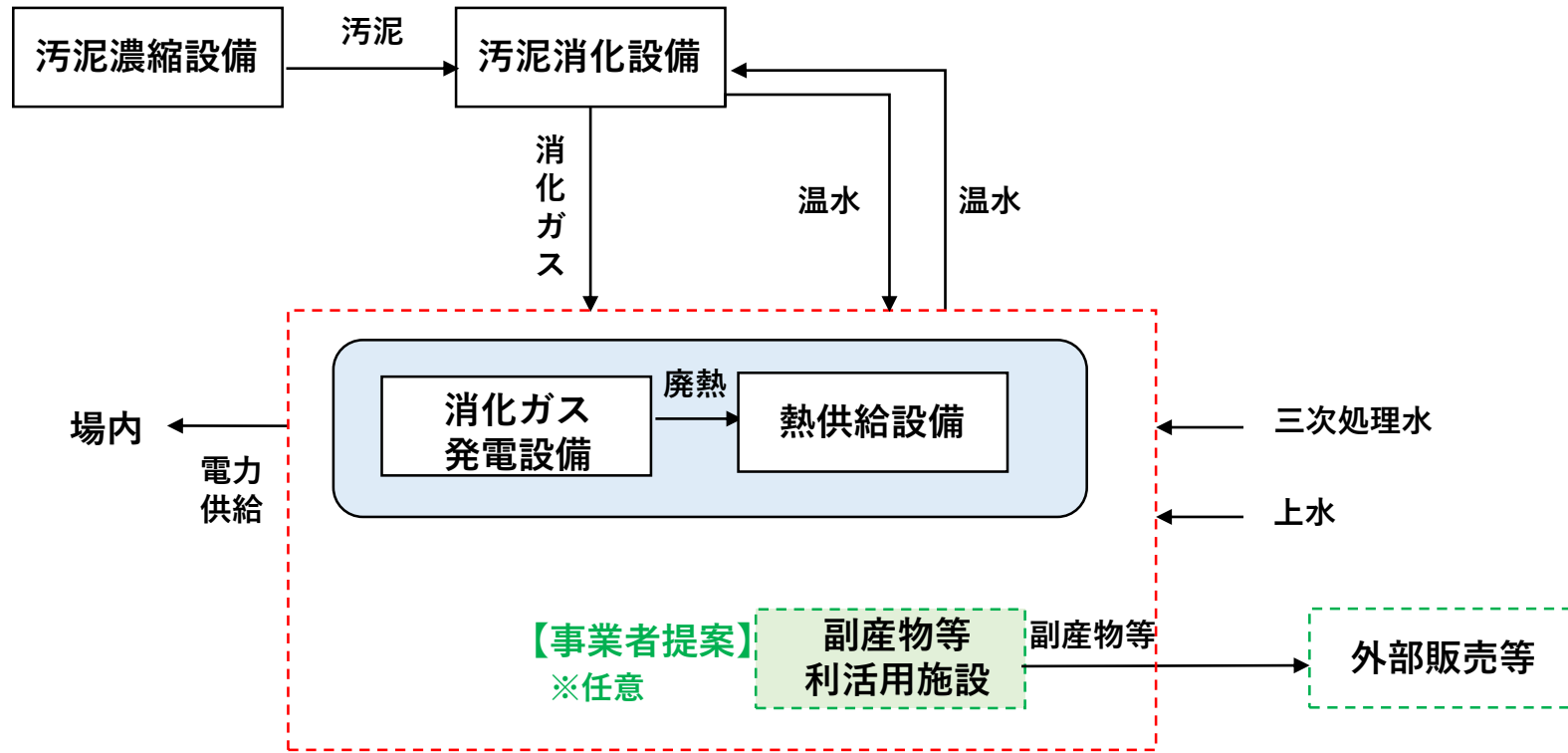
### 3 質問に対する回答




提出された質問等に対する回答は、令和 5 年 5 月に局ホームページで公表する予定である。

### 4 連絡先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都第二本庁舎 28 階  
東京都下水道局 計画調整部 計画課  
電 話 03-5320-6698（ダイヤルイン）  
電子メール S4000005@section.metro.tokyo.jp

別紙1 事業範囲



-  : 消化ガス発電施設 (設置必須)
-  : 本事業範囲
-  : 副産物等利活用施設 (設置任意)



## リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	東京都 下水道局	事業者	
共通	制度変更	構想・計画	1 局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○		
		法令等の変更	2 局にかかる法令等の変更	○		
			3 事業者にかかる法令等の変更		○	
			4 広く一般に適用される法令等の変更 <sup>※1</sup>	○	○	
		税制変更	5 本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益にかかる税を除く)	○		
			6 法人の利益にかかる税の変更		○	
		許認可	7 局が取得すべき許認可・届出	○		
			8 事業者が取得すべき許認可・届出		○	
	社会 リスク	住民対応	9 本施設設置に関する住民対応	○		
			10 上記以外の事業者が実施する業務に関する住民対応		○	
		環境保全	11 事業者が実施する業務に関する環境問題(周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等)		○	
		第三者賠償	12 局の帰責事由により第三者に与えた損害	○		
			13 事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○	
		不可抗力 <sup>※2</sup>	14 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものにより生じる費用増加または損害、事業の変更・中断・中止など	○	○	
	安全確保	15 局の帰責事由による設計・建設、維持管理・運營業務における安全の確保	○			
		16 上記以外の設計・建設、維持管理・運營業務における安全の確保		○		
	経済 リスク	物価変動 <sup>※3</sup>	17 物価変動による費用増(一定の範囲内)		○	
			18 物価変動による費用増(一定の範囲を超えるもの)	○		
	事業悪化	構成企業	19 構成企業の能力不足等による事業悪化		○	
			20 局の帰責事由による事業の変更・中断・中止	○		
		債務不履行	21 局の帰責事由による支払の遅延	○		
			22 事業者の帰責事由による事業の変更・中断・中止		○	
	要求水準	要求水準未達	23 設計・建設時及び維持管理・運営時における要求水準未達		○	
	副産物等	副産物等の利活用	24 副産物等の利活用に関して生じた費用増加・損害		○	
	契約 締結 前	契約前	契約	25 局の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
				26 事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
			議会議決	27 債務負担行為に関する議会の不承認	○	
	設計	設計	28 局が提示した事業条件の不備	○		
			29 事業者が実施した設計の不備		○	
		用地等	30 事業用地等の確保に関すること	○		
			31 要求水準等に記載のない土壌汚染、地下埋設物に関すること	○		
		測量・調査	32 局が実施した測量・調査に関すること	○		
			33 事業者が実施した測量・調査に関すること		○	

リスク分担表

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	東京都 下水道局	事業者	
設計 建設	設計建設時	工事完了の 遅延	34	局の帰責事由による工事完了の遅延	○		
			35	事業者の帰責事由による工事完了の遅延		○	
		工事費増加	36	局の帰責事由による工事費の増加	○		
			37	事業者の帰責事由による工事費の増加		○	
	引渡前損害	契約不適合		38	設計建設時の契約不適合		○
		引渡前損害	39	局の指示による工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害	○		
			40	局の指示によらない工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
		維持 管理 運営	維持管理 運営時	事業開始遅延	41	局の帰責事由による事業開始の遅延	○
42	事業者の帰責事由による事業開始の遅延					○	
納品遅延	43			事業者が設置する設備、備品等の納品遅延		○	
契約不適合	44			維持管理運営時の契約不適合		○	
施設損傷	45			局の帰責事由による施設の損傷	○		
	46			事業者の帰責事由による施設の損傷		○	
維持管理運営 内容変更	47			局の帰責事由による事業内容の変更	○		
	48			事業者の帰責事由による事業内容の変更		○	
消化ガスの 供給量・性状 <sup>※4</sup>	49			消化ガス供給量・性状の大幅な変動による費用増加(一定の範囲内)		○	
	50			消化ガス供給量・性状の大幅な変動による費用増加(一定の範囲を超えるもの)	○		
費用増加	51	局の帰責事由による費用増加	○				
	52	事業者の帰責事由による費用増加		○			
事業 終了	終了手続	事業終了時の 手続	53	事業終了手続に伴う諸費用 <sup>※5</sup>		○	

- ※1 内容等を確認の上、両者協議とし、適切な負担者を決定する。
- ※2 詳細については募集要項等において提示する。
- ※3 物価変動における「一定の範囲」については募集要項等において提示する。
- ※4 消化ガス変動における「一定の範囲」については募集要項等において提示する。
- ※5 本施設(副産物等利活用施設を除く)の撤去費用は含まない。

## 実施方針に関する質問書

「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業」に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項
例	1	第1	6	2			業務内容	「1頁 第1 6(2)の内容について質問がある場合は、左記のように記入してください。
1								
2								
3								
4								

## ※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる箇所に対して行う場合は、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が4個を超える場合は、適宜行を追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、電子メール（ファイル添付）にて東京都下水道局計画調整部計画課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。
- ・ 質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。

## 要求水準書（案）に関する質問書

「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業」に関する要求水準書(案)について、次のとおり質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項
例	1	第1	1	4			事業場所	「1頁 第1 1(4)の内容について質問がある場合は、左記のように記入してください。
1								
2								
3								
4								

### ※記入上の注意

- ・ 同一内容の質問を異なる箇所に対して行う場合は、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が4個を超える場合は、適宜行を追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、電子メール（ファイル添付）にて東京都下水道局計画調整部計画課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。
- ・ 質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。